手話等のコミュニケーションツールを活用した教職員等の資質向上に関する講習会

## 1. 趣 旨

特別支援学校では、教科指導をより効果的に行うため、障害による困難さを教師が理解し、子供たちとの円滑なコミュニケーション等が行える専門性を有する必要がある。

例えば、視覚障害者を教育する特別支援学校においては、あん摩マッサージ指圧 師・はり師・きゅう師、理学療法士を養成する理療科、理学療法科が設けられてお り、指導に当たっては、医療技術の進歩に伴った高度な専門性が必要である。

次期学習指導要領の視覚障害者への配慮についての記載では「視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材及び音声教材等各種教材の効果的な活用を通して、児童が容易に情報を収集・整理し、主体的な学習活動ができるようにするなど、児童の視覚障害の状態等を考慮した指導方法の工夫をする」ことなどが記載されており、教師がICT機器等を活用した指導を行えるようになる必要がある。

また、聴覚障害者を教育する特別支援学校においては、印刷科、クリーニング科など独自の教科が多くあるほか、障害の特性に応じた専門的な指導を行う必要があるため、担当教員の専門性を向上する必要があり、次期学習指導要領の聴覚障害者への配慮についての記載では「児童の聴覚障害の状態等に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して、発表や児童同士の話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ、的確な意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫する」ことなどが記載されており、担当教員が手話等の多数の情報伝達手段を活用することにより、より高度で円滑なコミュニケーションが児童生徒との学びの質の向上に繋がる。その他の障害種についても、病弱であれば間接体験や疑似体験、仮想体験等を指導に取り入れることなど、これまで以上の特別支援学校における教科指導の充実に向けたコミュニケーションツールの活用が期待されているところ。

このため、障害の困難さを理解し、教育の質を向上させるため、教師への講習会等を実施する。

# 2. 事業の内容

委託を受けた団体は、次のうち1又は複数の講習会を行う。

- (1) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の理療に関する学科(理療科)を担当する教員を対象とした講習会を行う。
- (2) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の理学療法に関する学科(理学療法科)を担当する教員を対象とした講習会を行う。
- (3) 聴覚障害者である幼児児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の担当教員を対象とした講習会を行う。
- (4) 学習指導要領の改訂を受け、教員の資質向上(指導力の向上、コミュニケーション力の向上、最新技術の活用、ICT機器の取り扱いなど)に資する講習会を行う。

## 3. 事業の実施方法

- (1) 理療科担当教員講習会
- ① 理療科の担当教員を対象とした研修を企画・運営することのできる専門性

を持った指導者を運営担当に充てること。

- ② 視覚障害者である生徒の特性に応じた指導方法について、講義等の中で取り上げること。
- ③ 視覚障害者の受講のため、講習会において配布される教材・資料について、 点字版・拡大版を用意するなど、必要な配慮を行うこと。
- ④ 受講者に対するアンケートや、受講者への受講後の追跡調査などにより、 講習会の効果測定を適切に行うこと。
- ⑤ 講習会の実施に当たっては、カリキュラム内に受講者同士の研究協議の時間を設定すること。

# (2) 理学療法科担当教員講習会

- ① 理学療法科の担当教員を対象とした研修を企画・運営することのできる専門性を持った指導者を運営担当に充てること。
- ② 視覚障害者である生徒の特性に応じた指導方法について、講義等の中で取り上げること。
- ③ 視覚障害者の受講のため、講習会において配布される教材・資料について、 点字版・拡大版を用意するなど、必要な配慮を行うこと。
- ④ 受講者に対するアンケートや、受講者への受講後の追跡調査などにより、 講習会の効果測定を適切に行うこと。
- ⑤ 講習会の実施に当たっては、カリキュラム内に受講者同士の研究協議の時間を設定すること。

### (3) 聴覚障害教育担当教員講習会

- ① 聴覚障害者である幼児児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の担当教員等を対象とした研修を企画・運営することのできる専門性を持った指導者を運営担当に充てること。
- ② 聴覚障害者である幼児児童生徒の特性に応じた指導方法について、講義等の中で取り上げること。
- ③ 聴覚障害者の受講のため、講習会内の講義等につき、手話通訳者や要約筆 記等の対応を行うこと。また、聴覚障害教育に必要な補聴システム、文字に よる情報提示等の設備やパソコン等の情報機器を用意すること。
- ④ 幼稚部、小学部、中学部及び高等部における授業公開を実施すること。授業公開においては、聴覚障害教育の実践経験の豊富な教員により指導方法等を受講者に対して提示できること。
- ⑤ 受講者に対するアンケートや、受講者への受講後の追跡調査などにより、 講習会の効果測定を適切に行うこと。
- ⑥ 講習会の実施に当たっては、カリキュラム内に受講者同士の研究協議の時間を設定すること。

### (4) 教員の資質向上講習会

- ① 研修を企画・運営することのできる専門性を持った指導者を運営担当に充てること。
- ② 対象となる障害種を事前に設定し、本講習会が、その障害種の児童生徒を 指導する教員に対してどのような効果があるか「目標(ねらい)」を設定す ること。

- ③ 講習会において、講師となる者は「目標(ねらい)」を十分に理解し、講義を実施すること。
- ④ 「目標(ねらい)」に沿った講習会を複数回開催し、受講者である教員に対しアンケートや、受講者への受講後の追跡調査などにより、講習会の効果測定を適切に行い、事後報告において文部科学省に効果を報告すること。